

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## ◇告示 目次

- 県税外収入金を徴収する者の身分を示す証券交付
- 県税外収入金の滞納処分を行う者の身分を示す証券交付
- 土地改良事業の認可(大灘)
- 国有財産の公用廃止(公立学校敷地)
- ”(農道敷)
- 土地改良区の定款変更の認可(印賀)

## 告示

### 鳥取県告示第三百五十九号

督促手数料及び延滞金等徴収規則(昭和二十七年十二月鳥取県規則第百三号)第十三条の規定による県税外収入金を徴収する者の身分を示す証券を次のように交付し

た。

昭和三十三年八月五日

鳥取県知事 遠藤 茂

職名 氏名 番号 交付年月日

事務吏員 松浦勝重 一七三 昭和三十三年八月一日

” 牧田叔人 一七四 ”

” 谷尾憲藏 一七五 ”

” 笠田保一 一七六 ”

” 福田謙治 一七七 ”

” 堀江和夫 一七八 ”

” 入江正男 一七九 ”

” 山脇英雄 一八〇 ”

” 野口享 一八一 ”

” 高塚晃 一八二 ”

### 鳥取県告示第三百六十号

督促手数料及び延滞金等徴収規則(昭和二十七年十二月

鳥取県規則第百三十三号)第十三条の規定による県税外収入金の滞納処分を行う者の身分を示す証票を次のように交付した。

昭和三十三年八月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

職名	氏名	番号	交付年月日
事務吏員	松浦勝重	一七三	昭和三十三年八月一日
"	牧田叔人	一七四	"
"	谷尾憲藏	一七五	"
"	笠田保一	一七六	"
"	福田謙治	一七七	"
"	堀江和夫	一七八	"
"	入江正男	一七九	"
"	山脇英雄	一八〇	"
"	野口享	一八一	"
"	高塚晃	一八二	"

鳥取県告示第百六十一号

大灘土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良事業について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第十一条第一項の規定により、昭和三十三年八月五日認可した。

昭和三十三年八月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百六十二号

次の土地は、その公用を廃止する。

昭和三十三年八月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一場 所 米子市角盤町二丁目五一番の二五二番の二
- 一 地目其他 公立学校敷地
- 一面 積 二坪八合八勺

(関係図面は土木部管理課に保管)

鳥取県告示第百六十三号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和三十三年八月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一場 所 米子市二本木二九六番地先二八三
- 一 地目其他 農道敷
- 一面 積 一〇、二四坪

(関係図面は土木部管理課に保管)

鳥取県告示第百六十四号

印賀土地改良区から申請のあつた、土地改良区の定款の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、昭和三十三年八月五日認可した。

昭和三十三年八月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂